**平成２２年（フ）第３９号**
堺市堺区大仙西町１丁６番地　大仙西町団地13棟206号
債務者　平井　　司
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１１３号**
堺市東区日置荘西町６丁39番５号
債務者　岸田　裕子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１１６号**
大阪府柏原市片山町11番24号
債務者　松本みづ恵
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１２０号**
堺市北区中百舌鳥町５丁742番地、前住所堺市南区鴨谷台３丁３番２―412号
債務者　細井　真美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１３０号**
堺市堺区今池町３丁２番２　堺市営今池住宅Ｂ棟705号
債務者　結城壽賀子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１３３号**
堺市北区黒土町2345番地
債務者　稲田千惠子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１３６号**
大阪府羽曳野市高鷲５丁目10番４号、前住所大阪府羽曳野市高鷲２丁目16番１―203号
債務者　福川　まみ
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第５号**
福岡県築上郡上毛町大字中村229番地
債務者　楠木　　太
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２２年（フ）第１３号**
福島県耶麻郡猪苗代町大字磐里字上ノ上213番地１　上ノ上団地５号棟302号室、前住所福島県耶麻郡猪苗代町字沼田3960番地　363号室
債務者　遊佐　　茂
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２１年（フ）第１８３号**
新潟県北蒲原郡聖籠町大字蓮潟2432番地
債務者　長谷川辰雄
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　新潟地方裁判所新発田支部

**平成２２年（フ）第７号**
新潟県村上市新飯田193番地
債務者　長柄　歩美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　新潟地方裁判所新発田支部

**平成２２年（フ）第８号**
新潟県新発田市三日市412番地10
債務者　田中　雅和
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　新潟地方裁判所新発田支部

**平成２２年（フ）第１４号**
新潟県新発田市横山168番地
債務者　太田　美幸
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　新潟地方裁判所新発田支部

**平成２２年（フ）第１４号**
愛知県犬山市字蓮池61番地15
債務者　稲垣　和子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第２２号**
愛知県一宮市平和３丁目17番地10　ＤＩＡＳ　ＰＲＩＭＡＶＥＲＡ・Ａ―101号
債務者　竹ノ内洋之
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第２３号**
愛知県一宮市平和３丁目17番地10　ＤＩＡＳ　ＰＲＩＭＡＶＥＲＡ・Ａ―101号
債務者　竹ノ内百恵
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第２２号**
山口県宇部市大字東岐波2462番地１、前住所山口県宇部市大字西岐波543番地２
債務者　西岡　京子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　山口地方裁判所宇部支部